

令和7年3月吉日

保護者各位

岸和田市教育委員会
岸和田市立桜台中学校

学校感染症にかかる意見書の取り扱いの変更について(お知らせ)

平素は、学校園の教育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

お子様が感染症に罹患し、療養期間を経て登校を再開する際の手続きについて、変更がありますのでお知らせいたします。

これまでは、医師が証明した意見書をご提出いただいておりますが、保護者のみなさまや医療機関への負担を軽減するため、令和7年4月からは意見書の提出を廃止し、新たに「**報告書(療養報告書)**」の記入及び提出を「**保護者の方**」にお願いすることとなりました。

なお、療養報告書の提出が必要な感染症は、下記のとおりです(意見書と同じです)。

医療機関で感染症の診断を受けた場合は、「**各学校園へ報告**」のうえ「**療養報告書の用紙**」をお受け取りください。岸和田市教育委員会のホームページにも療養報告書を掲載しておりますので、以下のリンクよりダウンロードしていただくことも可能です。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/63-gakkou-hoken-ikennsho.html>

なお、療養報告書には、「**登校の目安(条件)**」を記載させていただいております。条件を満たしている場合は登校が可能ですが、「**医師の指示に従い、十分な療養**」をお願いいたします。

また、近年、年間を通じて様々な感染症が流行しております。発熱しているなどお子様の様子が普段と違うときは、無理をせずに自宅で療養し、必要に応じて医療機関を受診するようお願い申し上げます。

記

【療養報告書の提出が必要な感染症】

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、アデノウイルス感染症

【連絡先】

岸和田市教育委員会
教育総務部総務課 保健担当
TEL 072-423-9638